

議案第25号 三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

三田市印鑑条例（以下「条例」という。）では個人番号カードで印鑑登録証明書を取得できるが、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）」の施行（令和8年6月14日）により、在留カード・特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）に個人番号カードの機能を付加した特定在留カード・特定特別永住者証明書（以下「特定在留カード等」という。）でも印鑑登録証明書を取得することが可能となるため、条例について所要の改正を行うもの。

あわせて、条例の一部に「電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）」を引用する条項があるが、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年5月28日法律第46号）」の施行（令和8年5月27日までに施行される予定）により、引用条項の号ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。

2 関係法令

- (1) 出入国管理及び難民認定法
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
- (3) 電気通信事業法

3 内容

- (1) 条例第13条、第14条、第15条において、個人番号カードで取得できる印鑑登録証明書について、在留カード等に個人番号カードの機能が付加された特定在留カード等でも印鑑登録証明書が取得できるようにするもの。
- (2) 条例第14条において、電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロを同条同項3号ロに改正するもの。

4 施行期日

令和8年6月14日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定（「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。）は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。